

緊急防災・減災事業債制度の概要

資料13

緊急防災・減災事業債

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業のうち、住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する地方単独事業を対象とする地方債で、

災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設の耐震化

津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転等が対象となります。

地方交付税交付金算入率 70%



市負担 30%・国負担 70%

緊急防災・減災事業債 = 地方債充当率 100%

参考

防災対策事業債

防災拠点施設、消防水利施設、初期消火資機材 の整備等が対象となります。

地方交付税交付金算入率 30%



市負担 77.5%・国負担 22.5%

防災対策事業債 = 地方債充当率 75%

緊急防災・減災事業債は、地方債の充当率が 100%、そのうち交付税算入率（この分が後に地方交付税交付金として国から交付されます。掛け部分）が 70%であり、他の事業債と比較して財源的に非常に有利な制度であるといえます。